

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市スポーツ協会事業共催補助金
補助事業等の標目	アマチュアスポーツの健全な普及発達のために活動する諏訪市スポーツ協会に対して補助を行うことにより、市民の体位向上と体育文化の進展を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市スポーツ協会
補助対象経費	諏訪市スポーツ協会の運営に係る事務局職員の賃金、各競技協会に支出する補助金等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、4,503,000円を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	諏訪市スポーツ協会から提出される実績報告書及び各競技協会が諏訪市スポーツ協会に提出する実績報告書をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和40年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> <p>補助事業の目標達成のため、継続して補助することが必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業の対象者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

平成30年 1月31日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

平成31年 3月25日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）

令和 3年11月9日 一部改正（令和 3年11月9日 施行）